

「西巢鴨小学校 いじめ防止基本方針」

【「西巢鴨小学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、その実効的な実施に向けて本組織を設置する。】 ※年3回以上、適切な時期に開催

基本方針①【いじめの未然防止・早期発見】

＜実態に基づいた いじめへの組織的対応の徹底＞

- ・いじめのヒヤリ・ハットを見逃さず、迅速に対応する組織づくり
- ・いじめ実態調査、いじめ対応についての学校評価の実施
- ・いじめに適切に対応できる教職員の育成
- ・道徳教育・体験学習等の充実
- ・情報モラル教育の計画的実施(年間指導計画の整備)
- ・児童主体のいじめ防止活動(児童会)

＜いじめの未然防止＞

- ・いじめに関する指導の徹底(児童)、啓発(保護者)
- [いじめを行うこと、いじめを傍観することは悪いことを、認識させる。]

＜いじめの早期発見＞

- ・学校独自、教育委員会等による いじめ実態調査の実施
[国、都教委、豊島区教委(i-checkを含む)による定期的な調査 等]
- ・児童、保護者等が利用しやすい相談体制の整備
- ・管理職への報告・連絡・相談の確実な実施、いじめの認定

＜その他＞

- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進
- ・関係諸機関との密な連携(教育センター、指導相談所、警察 等)

基本方針②【いじめの迅速な解消】

＜適切な状況把握＞

- ・管理職の指示のもと、いじめ(疑いも含む)の現状、経緯、背景、児童の人間関係等の継続的調査の実施
- ・本委員会での調査結果の共有・分析

＜計画に基づいた いじめ解消の取組の実施＞

- ・いじめ解消の実施計画の作成
[①教職員の役割分担の明確化、②2週間以内の解消を想定した短期的計画の作成、③人間関係の再構築等の再発防止に向けた中長期的計画の作成 等]
- ・計画の実施、実施状況の評価、計画の修正

＜児童への指導、保護者への啓発＞

- ・いじめを受けた児童を保護・支援
- ・いじめを受けた児童の保護者への連絡
- ・いじめを行った児童への指導、措置
- ・いじめを行った児童の保護者への協力要請

＜その他＞

- ・教育委員会への迅速な報告

構成

＜校長(委員長)、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長が必要と認める学校に所属の教職員等＞

「西巢鴨小学校 いじめ防止対策委員会」

【いじめにより ①児童に心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、または、②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある、と認めた校長が迅速に設置できるよう、予め本委員会を準備する。】

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 速やかな事実調査、教育委員会等への迅速な報告 | ⑤ いじめを行った児童への指導、措置(懲戒、出席停止 等) |
| ② いじめ解消計画の作成、実施、評価に基づいた修正 | ⑥ いじめを行った児童の保護者への協力要請・啓発 |
| ③ いじめを受けた児童の保護・支援 | ⑦ 教育委員会・児童相談所・警察等 関係諸機関との連携 |
| ④ いじめを受けた児童の保護者への連絡(情報提供) | ⑧ 教育委員会・区長の求めに応じた対応
(報告書・記録の作成、ヒアリングの実施、新たな調査の実施 等) |
- 等

構成

いじめ防止対策委員会の構成員に加え、 教育委員会職員(心理職、指導主事等) 及び、校長が必要と認める者(学校関係者等)